

# 情報信託機能の認定スキームの在り方 に関する検討会への意見書

<http://data-trading.org/>

データ流通推進協議会  
理事・事務局 真野 浩

# 設立趣旨

- データ流通、データ主導社会の実現は、我が国の産業活性化・国際競争力の強化に資する重要な社会使命である。
- データ取引市場等のデータ流通事業は、社会基盤として中立性、透明性、公平性が求められる。
- データ利用者・提供者にとって安心・安全なデータ流通の実現のため、**データ流通事業者**に対するガバナンス、遵法性の観点から、**自主的なルール**及び**一定の要件を満たす者を認定・公表**し、社会的に認知する仕組みを整備することで、遵守体制を確保する必要がある。
- データ流通、データ主導社会の発展のためには、**データ流通事業者間の相互連携**によるサービス提供、データフォーマット等の**整備**を図っていく必要がある。
- **データ提供者**が**安心**して、かつスムーズにデータを提供でき、また**データ利用者**が欲するデータを**容易**に判断して**収集・活用**できる**技術的・制度的環境を整備**することで、データ利活用を促進する。
- データ流通事業の健全な成長のために、データ流通事業者及びその関連事業者による連携を推進し、適切な運営確保に取り組むために、データ流通推進協議会を設立するものである。

# 設立背景

- **内閣官房 IT室**
  - 「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間取りまとめ」
- **経済産業省・総務省(IoT推進コンソーシアム)によるデータ流通促進WG  
データ連携SWG**
  - 「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」
- **総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会基本戦略WG  
データ取引市場等SWG**
  - 「データ取引市場を運営する者などに関するルールの在り方について検討」

# データ流通推進協議会 構成員 96 団体・個人 1/2



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
アビームコンサルティング株式会社  
イオンクレジットサービス株式会社  
株式会社イトーキ  
株式会社インテージ  
株式会社インテック  
インフォコム株式会社  
ウイングアーク1st  
株式会社ウフル  
H Y C 株式会社  
株式会社NTTデータ  
エブリセンスジャパン株式会社  
株式会社応用電子  
オムロン株式会社  
オリンパス株式会社  
兼松株式会社  
京セラ株式会社  
共同印刷株式会社  
株式会社クレアンスメアド  
コニカミノルタ株式会社

さくらインターネット株式会社  
シャープ株式会社  
水ing株式会社  
株式会社セゾン情報システムズ  
ソニー株式会社  
ソフトバンク 株式会社  
大日本印刷株式会社  
田辺三菱製薬株式会社  
TIS株式会社  
D.A. コンソーシアムホールディングス株式会社  
株式会社電通テック  
東芝デジタルソリューションズ株式会社  
東芝テック株式会社  
東洋ビジネスエンジニアリング株式会社  
株式会社 True Data  
凸版印刷株式会社  
日本電気株式会社  
一般財団法人日本データ通信協会  
株式会社日本データ取引所  
日本ユニシス株式会社

株式会社ネクストスケープ  
株式会社博報堂DYホールディングス  
株式会社日立製作所  
株式会社ビデオリサーチ  
富士通株式会社  
本田技研工業株式会社  
本田技研工業株式会社  
みずほ情報総研株式会社NEW!  
三井住友海上火災保険株式会社  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ  
ヤマトホールディングス株式会社NEW!  
株式会社リゲイン  
株式会社リコー

**正会員53社**

東京大学 大澤 幸生 教授  
東京大学 早矢仕 晃章 助教  
立教大学 深見 嘉明 准教授

**個人会員3名**

# データ流通推進協議会 構成員 96 団体・個人 2/2



有限責任 あずさ監査法人

アズビル株式会社

株式会社アット東京

アドソル日進株式会社

NEC ネットエスアイ株式会社

FXC株式会社NEW!

グローバルウェーハズ・ジャパン株式会社

株式会社KDDI総合研究所

株式会社構造計画研究所

サトーホールディングス株式会社

新日鉄住金ソリューションズ株式会社

中部電力株式会社

東京ガス株式会社

トッパン・フォームズ株式会社

トヨタ自動車株式会社

トレジャーデータ株式会社

日産自動車株式会社

株式会社日本政策投資銀行

NEUSOFT Japan 株式会社NEW!

株式会社ネクスウェイ

パーク24株式会社

富士ゼロックス株式会社NEW!

株式会社マーシュ

三菱日立パワーシステムズ株式会社

株式会社 村田製作所

公立大学法人横浜市立大学

## 賛助会員26社

沖縄県

一般社団法人iOSコンソーシアム

特定非営利活動法人 医療福祉クラウド協会NEW!

一般財団法人インターネット協会NEW!

一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ

一般社団法人沖縄オープンラボラトリ

観光予報プラットフォーム推進協議会NEW!

一般社団法人情報サービス産業協会

一般社団法人情報通信技術委員会

一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会

一般社団法人電子決済代行事業者準備協会

東京大学 大澤 幸生 教授

東京大学 早矢仕 晃章 助教

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

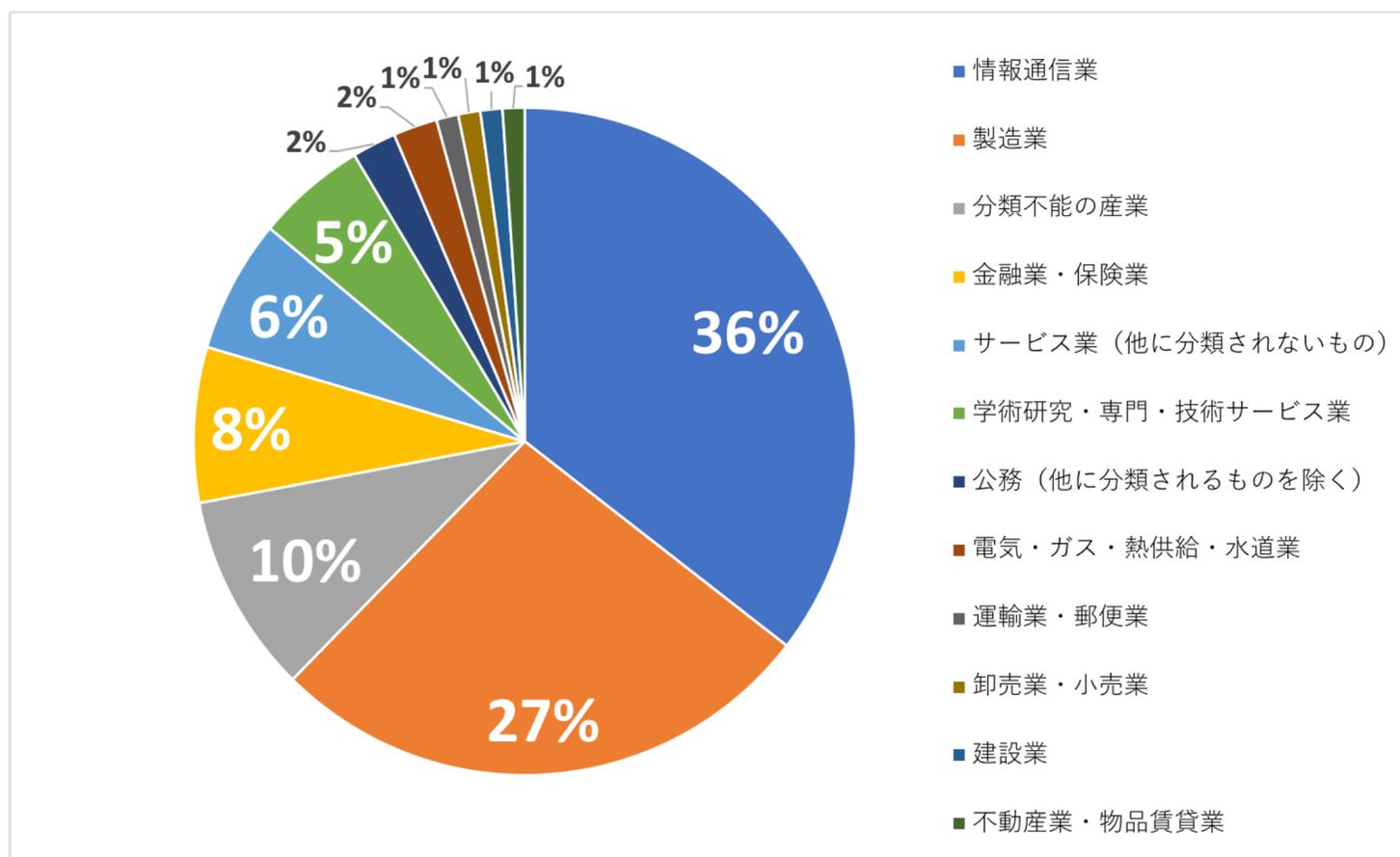
一般社団法人Fintech協会

ヘルスケアIoTコンソーシアム

立教大学 深見 嘉明 准教授

## 特別会員14社

# DTAの会員構成

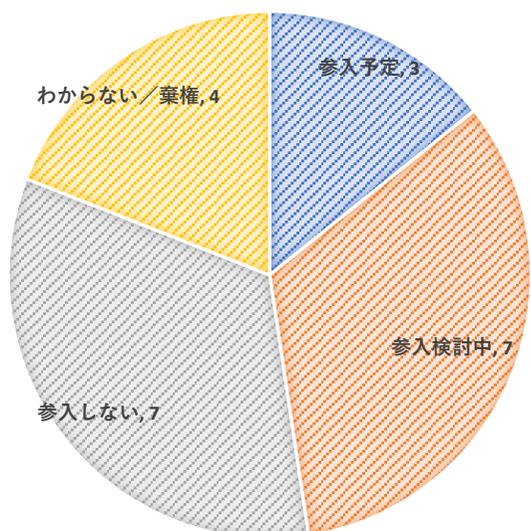


# 本意見書の適用

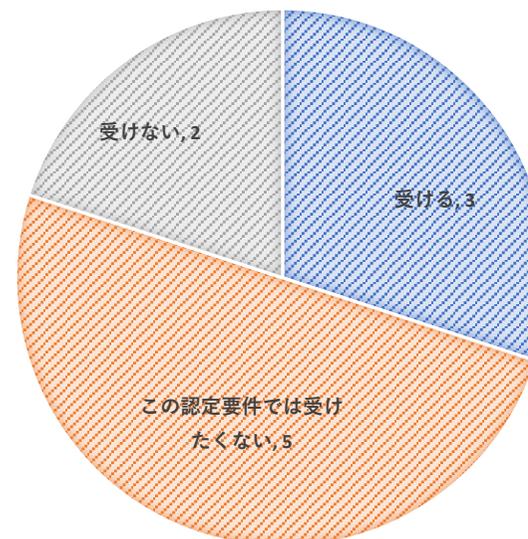
- 本意見書は、情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会に、当協議会として意見を付すものです。
- この意見書は、当協議会会員からの意見を集約したもので、以下のように類型化しています。
  - 当協議会としての意見
    - **当協議会の総意**として意見を付すもの。
  - 当協議会会員の意見
    - 当協議会**会員からの個別意見**を開示するもの。
- 会員個別意見は、以下の論点別整理を付しています。
  - 論点1(認定の対象)
  - 論点2(情報銀行の機能)
  - 論点3(責任の範囲)
  - 認定基準案
  - モデル約款案
  - 認定団体の認定スキーム
  - 総論
  - その他

# 会員の意識調査結果 1/2 回答21社

## 情報銀行/信託機能業務への参入予定

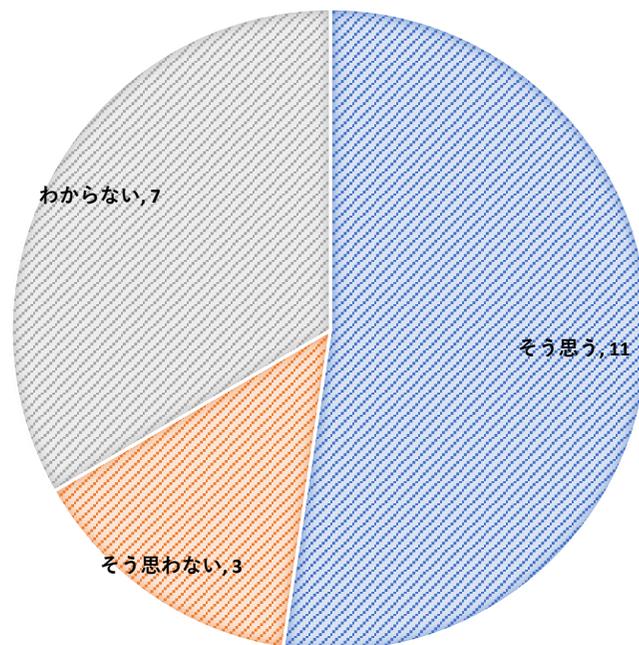


## 事務局案による認定を受けたいか

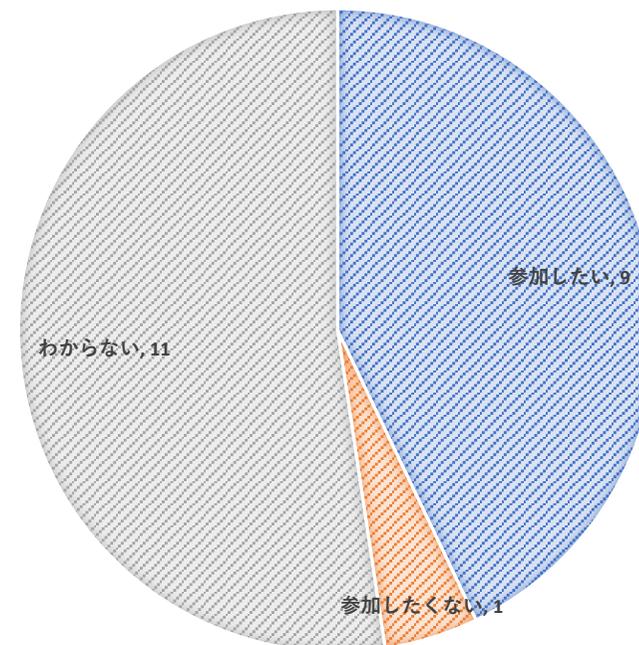


# 会員の意識調査 2/2 回答21社

DTAが認定団体となるべきか



DTAの認定基準策定に参加したいか?



# 当協議会としての意見

- 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会の過去4回の資料および事務局より開示いただいた論点整理資料について、当協議会会員での協議の結果、協議会の総意として以下の意見を表します。
- 総論
  - 検討会における検討範囲、審議の内容は、情報銀行または信託機能を有する事業者の認定や認定団体のあり方の指針を示すには、かならずしも十分とは言えない。
  - 現時点で、情報銀行または信託機能を有する事業を営むものがない状況を考えれば、ガイドラインなどデータ流通に係る事業者に対応の影響力をもつ形で公開することは、時期尚早である。
  - 以上より、検討会としては、**さらなる審議・検討**を行うことが適切であると考えます。
  - なお、ガイドライン等の形態での公表を予定する場合は、国民の誤認を招く恐れがあるため**“情報銀行”**、**“情報信託”**の用語を用いることを**慎重に検討**されたい。
  - ただし、議論が途上との認識のもと、**中間報告であることを明示**しという形態で用いる場合はこの限りではない。
- 総論に至った意見背景
  - 検討会の議論および現在の取りまとめは、内閣官房IT総合戦略室の類型化で示された、情報銀行の機能のうち、データ収集事業者と情報銀行が一体となっている形態に偏重している。
  - 検討内容は、“包括的同意に基づくデータの第三者提供の在り方”の一形態を示すもので、この範囲に限定する指針とするのであれば、個人情報保護法の共同利用よりも厳しい条件を課すべきである。
  - 検討で想定されている事業は、本来の信託(信用して託す)と称するには不十分であるため、信託機能という表現は適さない。
  - 本検討会の示す方針は、包括合意の名の下にいたずらに事業者に偏ったデータ流通を助長する恐れがあり、個人のコントロールラビリティをより重視しバランスのとれた内容とすべきである。

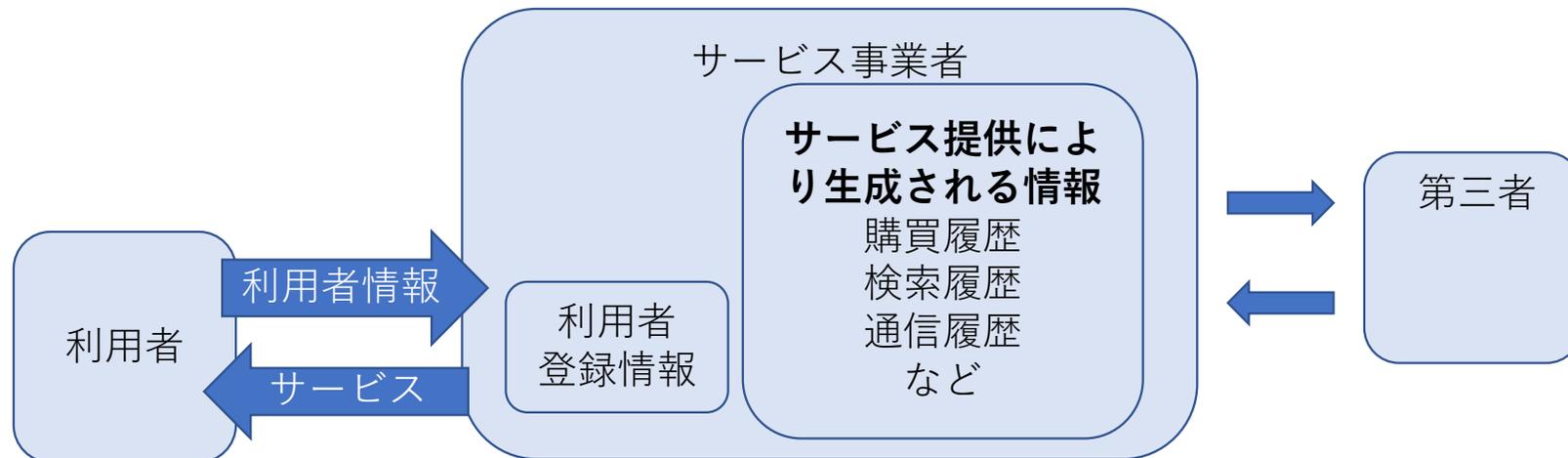
# 協議会会員からの個別意見

# エブリセンスの意見

- この検討会の対象となる事業について、以下の分類を明確にするべき。
  - **既に個人情報**を有している者が事業を行う場合。
    - 認定により、**過去に取得・生成**された情報および、認定以降に**新たに取得・信託・生成**された情報を、第三者提供し、その提供により得る便益を提供者に与える事業。
  - 事業を行うものが、**新たに個人情報**を取得・**信託・生成**する場合。
    - 認定以降に取得(信託)・生成された情報を、第三者提供し、その提供により得る便益を提供者に与える事業。

## 類型化1 (包括合意)

- 該当要件
  - 通信事業、検索サービス、小売など、**主たるサービスが存在**
  - サービスを享受するのに必要な**利用者だけに**帰属する情報を利用者が提供
  - 主たる**サービスの提供に伴い生成される履歴**などのサービス起点**情報**が存在
- 情報の帰属
  - サービスの提供に伴い生成される情報は、利用者とサービス事業者の**共有財**
- 情報の取り扱い原則
  - サービスの提供に伴い生成される情報は、**利用者、サービス提供者の合意**のもとに第三者提供が可能。
  - 提供先の追加、利用範囲の変更など**合意条件が変わる**場合には、**再合意**が必要。(周知期間、オプトアウト機会の提供)。
  - **主たるサービスの提供が停止**された場合に、サービス提供により生成される情報のうち**当該利用者にかかる情報は原則削除**。
  - サービス提供により生成される情報の**ポータビリティは、一方的に利用者に帰属しない**。

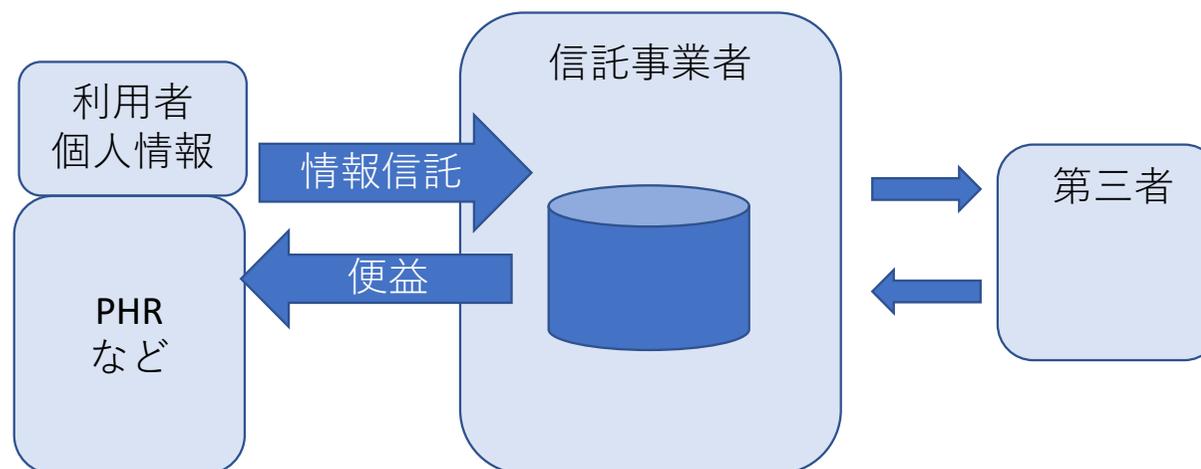


# 類型化2 (信託機能)

エブリセンス

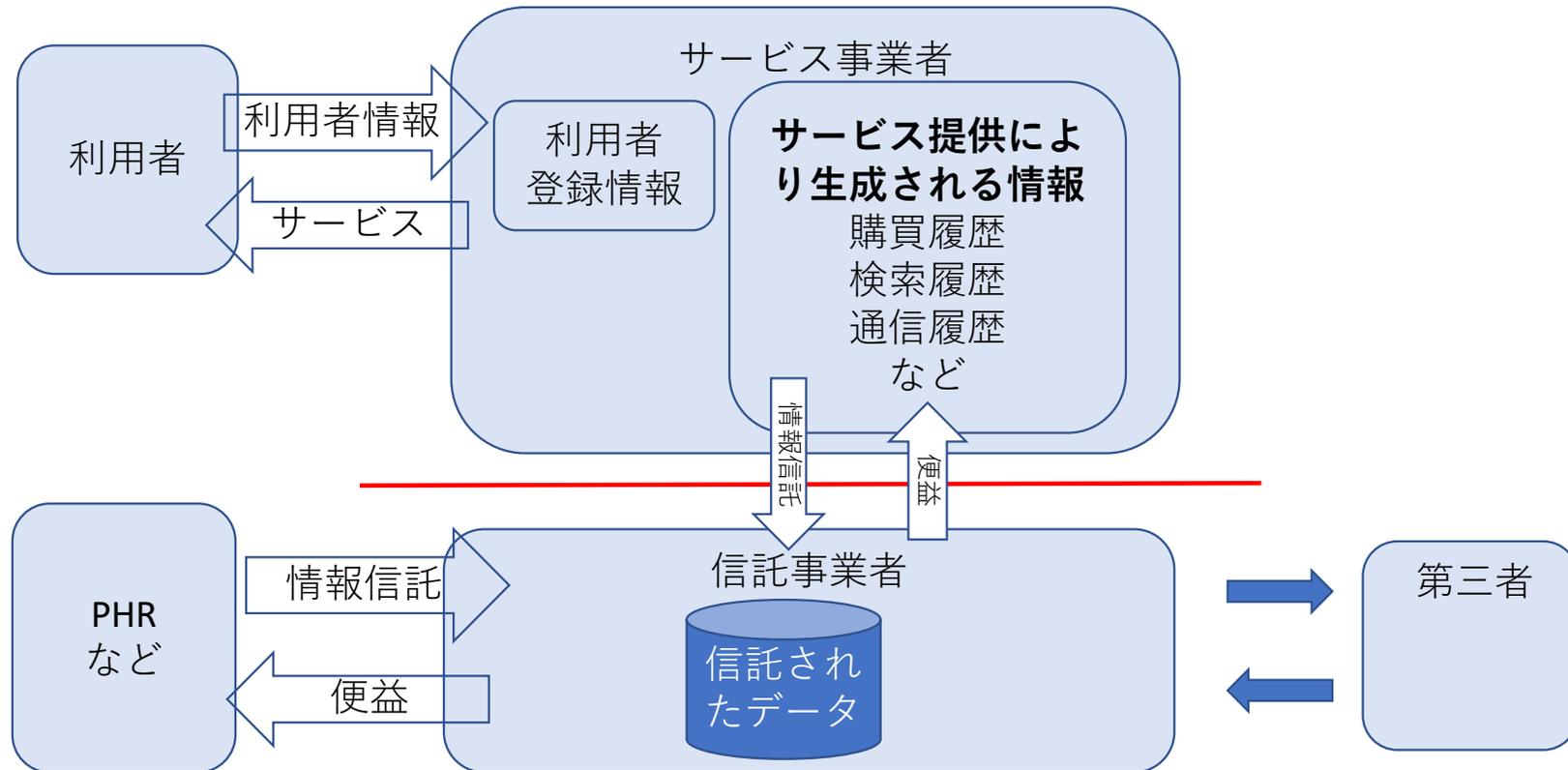


- 該当要件
  - 信託され情報の管理、運用、便益の還元を行う事業
- 情報の帰属
  - **信託される情報は、すべて利用者に帰属**
- 情報の取り扱い原則
  - 提供先の追加、利用範囲の変更などの信託条件を包括的に利用者と信託事業者で契約。
  - サービス提供により生成される情報の**ポータビリティは、利用者に帰属する。**



### 類型化3 (複合型)

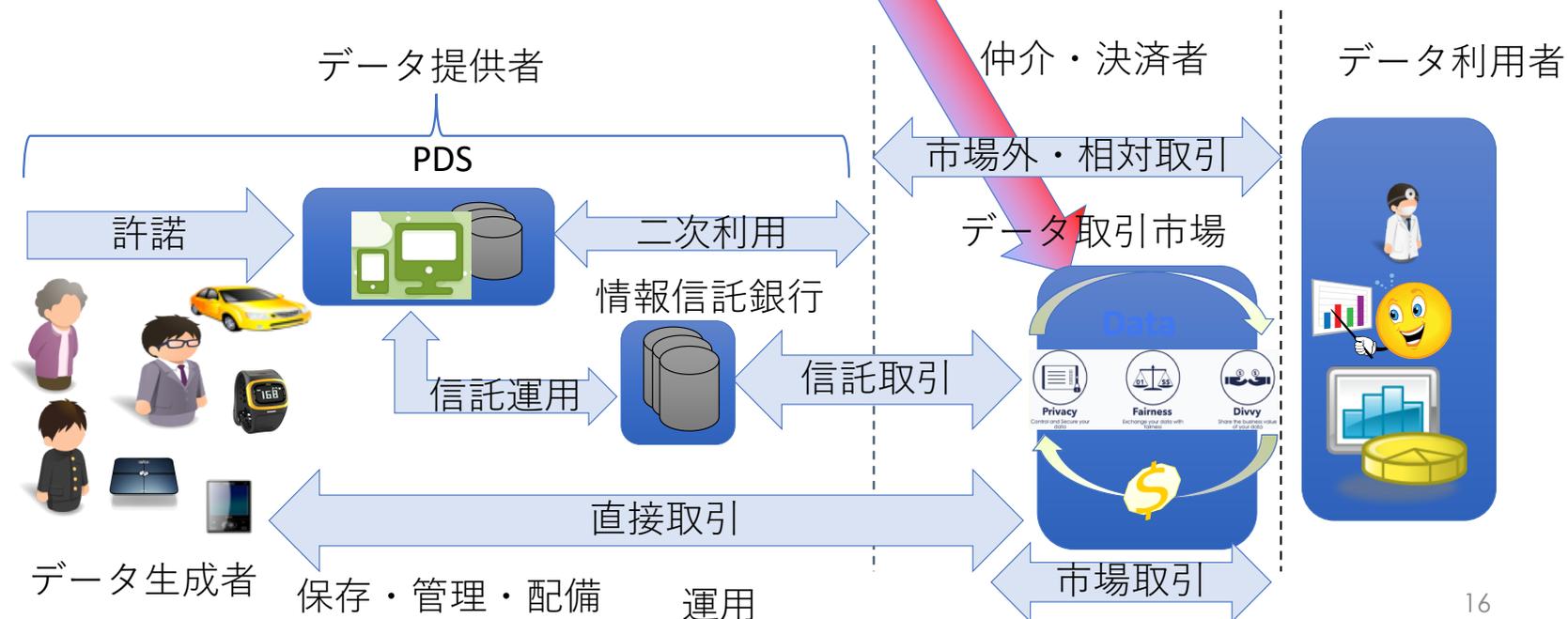
- 該当要件
  - 類型化1の事業者が類型化2の信託機能を行う場合。
- 情報の取り扱い原則
  - 類型化1の情報と類型化2の情報の**分離管理**が必要



# データ流通における取引市場の位置付け

## データ取引市場の機能

- データ提供者と利用者の仲介。
- データの売買決済。



# PDS・情報銀行事業者の責務 (データ取引市場運営者の視点から)

- 情報提供者としての分類
  - データ取引市場運営者にとっては、**情報所有者か、情報所有者から信託または許諾された者か**は、区別れさない。
- 情報所有者からの**許諾の明確化が必須**
  - 利用の範囲
    - 利用使徒の明確化
  - 開示の範
    - 第三者への提供する情報の明確化
  - 価値の分配・使徒
    - 情報利用による価値の分配と使徒の明確化
- 取引市場運営者から見た要件
  - 信託行為の存在
    - 情報の運用行為が**信託されていることの明確化**

# 情報銀行の定義における検討中の情報信託機能

インテージ様

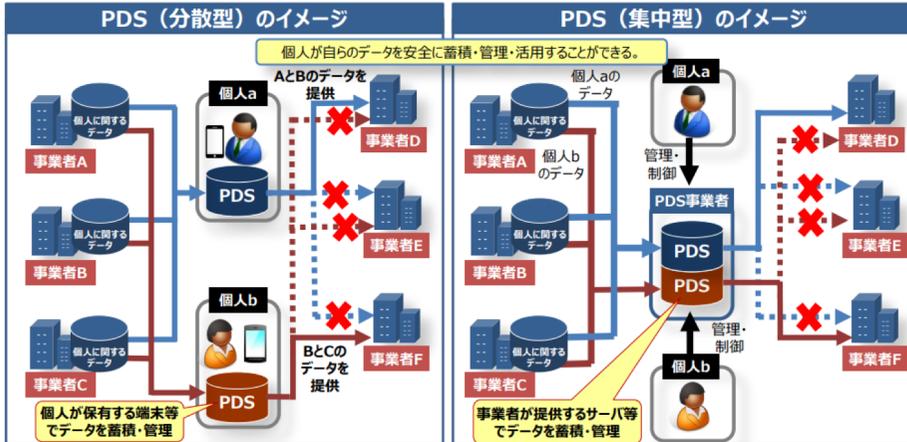


PDSによって個人がどの事業者にもどのデータを提供するかを個別に判断することは困難であることから、事業者が個人との契約に基づき個人に代わって第三者提供する情報銀行の必要性が出てきた。

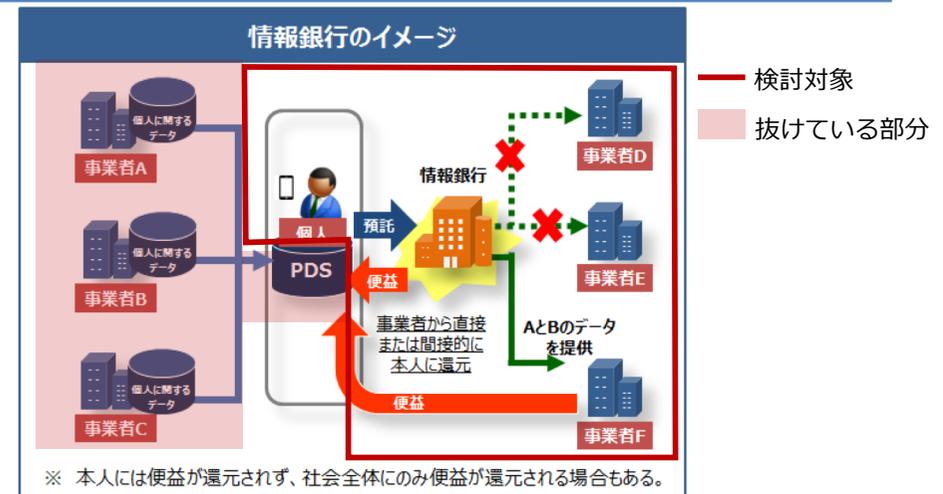
第三者提供の信託機能を主眼として検討を進めているため、官民データ活用推進基本法第12条「個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備」としては、あまりにも個人の関与が限定的で、個人を起点としたデータ流通・活用を実現させる仕組みと言えるのだろうか。

PDS (Personal Data Store) とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み (システム) であって、第三者への提供に係る制御機能 (移管を含む) を有するもの。

情報銀行 (情報利用信用銀行) とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者 (他の事業者) に提供する事業。



※ PDS、情報銀行、データ取引市場は、それぞれ排他的なものではなく、同一の者が複数の機能を担うことも想定される。



※ 本人には便益が還元されず、社会全体にのみ便益が還元される場合もある。

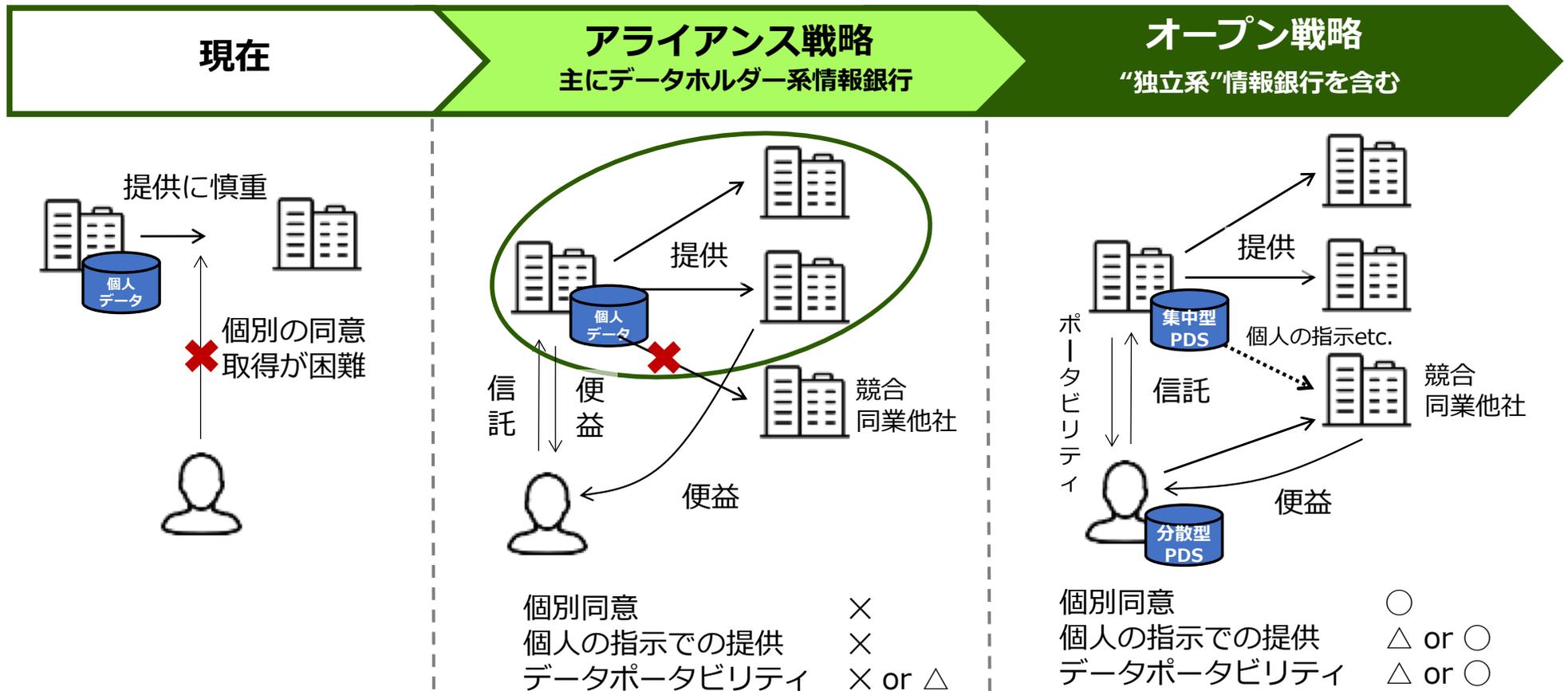
「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」(内閣官房IT総合戦略室)より

# 個人起点データ流通を実現する情報銀行の段階

インテージ様



既にデータを保有している事業者が情報信託機能を担う場合、個人の便益より事業者の利益を重視した提供先選択をする可能性があり、データ保有企業とアライアンスにおける**データ寡占化を助長してしまう恐れ**がある。事業者の利益と共に、個人の便益及び社会的効用も最大化するためには、個人のコントロールビリティが高い(=透明性が高い)仕組みと共に、多種多様なデータが情報銀行に集約され利活用される事業者に流通される仕組みが必要である認識の下、最初のステップであることを説明すべきではないか。

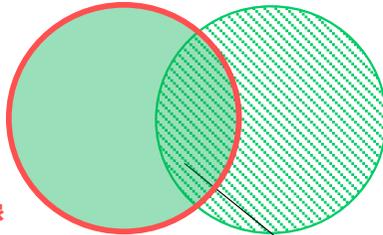


# 想定 of 認定対象と検討された認定対象

## 【想定される「認定」の対象】

(1) 個人情報の提供に関する同意の方法

①事業者が本人の指示等に基づき、本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス



②本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス

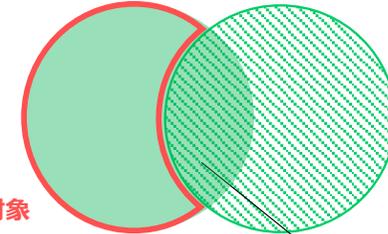
両方を備えるサービス



## 【検討されていた「認定」の対象】

(1) 個人情報の提供に関する同意の方法

①事業者が本人の指示等に基づき、本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス



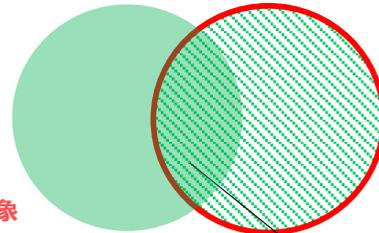
②本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス



## 【本来認定すべき対象】

(1) 個人情報の提供に関する同意の方法

①事業者が本人の指示等に基づき、本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス



②本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス

検討されていた認定対象

両方を備えるサービス



個別に第三者提供の可否を判断するサービスは競争領域？

競争領域ということは、①よりコントロールビリティが高いということで、より認定すべきサービスではないか？

# エブリセンス社EveryPostの例

## 個別同意

### オーダー一覧

すべて表示 ▼      設定なし ▼

ライフログ提供体験(最大1,800ポイント)	終了
申込期間: 2017/09/08 19:00 ~ 2017/09/29 23:59 獲得最大ポイント: 1800.0pt	
夏休み行動調査 2,500円相当	終了
申込期間: 2017/07/27 17:14 ~ 2017/07/31 23:59 獲得最大ポイント: 268.0pt	
AOSデータ	終了
申込期間: 2017/07/06 15:55 ~ 2017/09/06 15:55 獲得最大ポイント: 0pt (ポイント提供なし)	
改正個人情報保護法施行記念レシビ(総額 2,500円相当)	終了
申込期間: 2017/06/01 15:46 ~ 2017/06/30 15:46 獲得最大ポイント: 2500.0pt	
test	終了
申込期間: 2017/05/16 10:11 ~ 2017/06/16 10:11 獲得最大ポイント: 0pt (ポイント提供なし)	

[過去のオーダーをみる](#)

設定   **オーダー一覧**   稼働状態   ポイント

## 包括同意

### オーダー自動承認設定

商用利用するオーダー	<input type="checkbox"/> OFF
商用利用しないオーダー	<input type="checkbox"/> OFF
第三者提供するオーダー	<input type="checkbox"/> OFF
<input type="checkbox"/> 提供先が未定でも承認する	
第三者提供しないオーダー	<input type="checkbox"/> OFF
ポイント付与ありのオーダー	<input type="checkbox"/> OFF
ポイント付与なしのオーダー	<input type="checkbox"/> OFF

設定   **オーダー一覧**   稼働状態   ポイント

**個別オーダーへの明示的同意をデフォルトとしており、一定条件におけるオーダー自動承認はユーザーが望んだ場合に設定できる。**

# その他

個別意見については、添付 情報信託機能に係る個別意見.pdf

## 情報信託機能の在り方に関する意見

No	要点分類	概要	意見・どうすべきか	理由
1	論点1(認定の対象)	認定の対象	情報信託機能の認定対象として ①事業者単位(法人単位) ②サービス単位 が想定される。情報信託"機能"という用語が指すように、事業者ではなく情報信託という機能(業務・サービス)を対象とすべきである。	既に複数のサービスを行っている事業者において、新たに情報信託機能(サービス)を行う場合に既存の全てのサービスが要件を満たしていなければ認定を受けられないものであると、情報信託サービスの普及の阻害要因となることが危惧される。
2	論点1(認定の対象)	認定単位	認定の単位は『原則として「サービス単位」』であるべきではないか？	情報信託機能のみを提供する事業者について認定が「事業者単位」となるのは当然であるが、認定の対象となる範囲を明らかにする必要があることから、通常は「サービス単位」と説明するのが妥当ではないか。認定基準に経営条件、セキュリティ条件、ガバナンス条件などがあるとしても、それを事業者を評価するという視点で見ると、サービスを運営する上で評価するという視点で見るとの違いがあるのではないか。 同一事業者が別サービスで認定を受ける際に、従前に認定を受けたサービスでの評価を流用できるような、認定ステップの簡素化は、別途議論することもできるのではないか。
3	論点1(認定の対象)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 －論点整理案について  論点① 「民間団体による認定は事業者単位か、それともサービス単位か」 に関連	【認定の単位について】 事業者認定×サービス単位の認定、という細かく認定単位を規定することもあり得る。 その主旨としては、事業者とサービスの両方とも信頼を得ることが情報信託サービスにとって必要であるため。ただし、認定基準については、ハードルをあげすぎることによって事業者の参入機会を不必要に阻害する可能性もあるため、要注意。	
4	論点2(情報銀行の機能)	GAF Aの場合のユースケース	GAF A への対抗を想定して情報信託を考えるにあたって、既にGAF A は広く利用されており、情報信託機能が追加されるとGAF A がどのようなのか(参加するかどうかも含め)、というユースケースを提示することで、情報信託機能のイメージをつかんでもらうことも有効ではないか？	情報信託に対して、身近な存在であり、かつ必要である機能のイメージを醸成することも並行しないと、制度はできても避けられてしまうことを乗り越えられないのではないか？
5	論点2(情報銀行の機能)	持続可能性のあるユースケース	経営の持続可能性が論点に挙がっているが、経年変化する個人情報を信託することの良さ、といった広告とは違った観点でのユースケースも議論してほしい。 情報銀行を利用する方が便利な場合、利用しなくても不便ではない場合、というように、使い分けることも選択は自由だが、社会に必要な存在であることが分かるユースケースを議論してほしい。	

No	要点分類	概要	意見・どうすべきか	理由
6	論点2(情報銀行の機能)	信託の目的と範囲	「個人に代わって適切にデータを利活用する情報銀行」という場合に、ユースケースではないが、何を目的に信託するのか、どの範囲まで利活用されるのか、ということの狭い範囲であってもイメージを持てるようにしないと、普及しないのではないか？	特に、個人にとって信託したほうが利便性が高まる、という場面が無いと、説得力に欠けると考える。
7	論点2(情報銀行の機能)	安心感を与える機能	信託することにより、自分を知ってくれている事業者からサービスを受けられる、といった、一人住まいの方々などへ、何かの拠り所になる安心感を与える機能も提示してほしい。	
8	論点2(情報銀行の機能)	利用履歴の閲覧機能の"有無"	情報信託機能のうち、「利用履歴の閲覧」機能の有無を明示するだけでは意味が無く、「有」を認定要件とすべきである。	情報信託機能の認定制度の意義として、当該認定を受けたサービスが利用者が安心して利用できるものであること、それによって情報信託機能の認定を受けることのブランドに繋がると考えられる。そのため、利用者に安心感を与える「利用履歴の閲覧機能」は有を要件とすべきである
9	論点2(情報銀行の機能)	データポータビリティ機能の"有無"	情報信託機能のうち、「データポータビリティ」機能の有無を明示するだけでは意味が無く、「有」を認定要件とすべきである。	情報信託機能の認定制度の意義として、当該認定を受けたサービスが利用者が安心して利用できるものであること、それによって情報信託機能の認定を受けることのブランドに繋がると考えられる。そのため、データポータビリティ機能は「有」を要件とすべきである。
10	論点2(情報銀行の機能)	利用履歴として明示すべき項目の明確化	データ利用者が情報信託機能を通じて利用した個人の情報の履歴について、具体的な項目を明示すべきである。最低限、以下の事項を想定する。 ・利用日時 ・利用者名 ・利用したデータ	利用履歴機能の有無と記載があるが、どの程度まで対応したら「有」と解してよいか判断基準がない。
11	論点2(情報銀行の機能)	データポータビリティ要件の明確化	データポータビリティ機能の「有」を要件とする場合において、自己情報として受領可能なデータの範囲は、あくまで情報信託機能運営事業者が自主事業で作成したデータの範囲とする(即ち他の事業者から取得したデータは対象外とする)等の要件を明確化すべき	情報信託機能運営事業者が他のデータホルダから受け取ったデータについて、(情報信託機能運営事業者とデータホルダ間の協定・覚書・合意次第ではあるが)情報信託機能運営事業者が一律に個人や個人の指示に基づく第三社に提供することはできない。また、情報信託機能運営事業者に渡ったデータは、個人や第三社に渡せることがルール化されてしまうと、データホルダは運営事業者にデータを提供することを躊躇う可能性があり、結果として情報信託サービスの普及の障壁になることが危惧される。

No	要点分類	概要	意見・どうすべきか	理由
12	論点2(情報銀行の機能)	オプトアウト要件の明確化	<p>情報信託機能運営事業者がオプトアウト機能を実装する場合に最低限対応すべきオプトアウトの粒度を明確にすべき。以下に示すような選択軸が想定される。</p> <p>①収集するデータ提供元 →業種単位、法人単位、サービス単位</p> <p>②収集されたデータの提供先 →業種単位、法人単位、サービス単位</p> <p>③提供するデータの内容 →データセット単位、データ項目単位</p> <p>④利用目的 ※目的のカテゴリ化がそもそも可能であるか調査・検討が必要</p>	<p>認定制度の信頼性・ブランド性の観点から、個人が安心してデータを信託し、利用してもらえる要件とすべき。そのため、オプトアウト機能についても、個人が安心して受容できる実装要件を定める必要がある。また、認定制度を実現する上でも、認定の要件として、何ができればオプトアウト機能を具備したと判断できるのか、基準を設けるべきである。</p>
13	論点2(情報銀行の機能)	必須とすべき情報信託要件	<p>以下の3要件は有無の明示ではなく、必須とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己情報コントロール（利用（開示）履歴の記録と見える化</li> <li>・任意の時点での簡便な容易なオプトアウト手段の提供</li> <li>・データポータビリティ</li> </ul>	<p>情報信託は、企業の利活用の前提として、消費者の信頼獲得が前提のため。</p>
14	論点2(情報銀行の機能)	情報提供先の信頼確保と提供先での正当な運用を担保する機能の必要性	<p>情報提供先に以下のような義務を課す必要があるのではないかと。□・提供先での利用履歴開示の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先の信頼の格付けや責任者の明記</li> <li>・利用者から求められた場合の同意記録の提出の義務付け</li> </ul> <p>など。</p> <p>上記が担保できない場合、実名での提供はオプトインに。包括契約（オプトアウト）の場合は匿名加工されたデータに制限する、などの縛りが必要ではないか。</p>	<p>情報信託銀行の監査などを厳密に行っても、実名で提供を受けた提供先が不適切な利用を行うことをいかに抑止するかが重要であり、単なる「してはならない」という文言でなく、システムとして保証すべき。</p>
15	論点2(情報銀行の機能)	GDPRなどの親和性	<p>様々な要件について、諸外国との互換性を保ち実現すべき</p>	<p>既にデータ流通において越境は日常茶飯事であり、日本国内で独自に緩い基準を設けても意味が無く、また、独自に厳しい基準を設けても利活用を阻害する可能性もある。</p>

No	要点分類	概要	意見・どうするべきか	理由
16	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 -モデル約款(案)について  モデル約款の具体的記載事項(案) 1.個人と情報銀行の間 4)情報銀行が担う義務	個人情報第三者提供の際に提示する利用目的の示し方について、個別同意と包括同意の両方を可能とすることを認めていただきたい。包括同意の場合、利用目的の明示にあたっての書きぶりについて、モデル約款に示してほしい。	
17	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 -論点整理案について  論点③ 提供先第三者に起因して損害賠償が発生した場合の損害賠償責任について、どのように考えるか。	【提供先第三者に対して情報銀行が行うべき事項等について】 本人に対して情報銀行が提供先第三者への損害賠償責任を負うとすると、情報銀行としては、リスクコントロールのため、提供先第三者への監視監督を行うことが想定されるが、これを認定要件に含めるとともに、情報銀行が行う監視監督に関する一定の免責事項を設ける必要がある。また本人から情報銀行への損害賠償請求額の上限に対する考え方を整理することも考えられる。	
18	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 -認定基準(案)について  認定基準 具体的基準(案) 1)事業者の適格性 ②業務能力など	【認定基準の明確化】 認定基準 具体的基準(案)、1)事業者の適格性、「②業務能力など」に「個人が理解しうるよう分かりやすい説明、形式などにとめること」と記載があるが、具体的にどのような場面での対応が必要となるのか、明示すべき。 例えば、商品説明と事業リスク、情報開示方法。	
19	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 -認定基準(案)について  認定基準 具体的基準(案) 2)セキュリティ基準 ①運用基準	【個人情報を扱う担当者について】 認定基準におけるセキュリティ基準は、個人情報保護法での規定に加え、情報銀行として加重に措置すべき事項が盛り込まれるべきであると思料。この観点から、「個人情報を扱う担当者が明確であること」、及び「漏洩など事故発生時の対応体制、報告・公表に関する基準が整備されていること」は、一般的に個人情報保護法に沿って既に行われていると思われるため、これらによって「何を加重に措置すべきこととしたいのか」明確にすべき。	

No	要点分類	概要	意見・どうするべきか	理由
20	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 - 認定基準（案）について  認定基準 具体的基準（案） 3) ガバナンス体制 ④透明性	【情報開示基準】 情報開示の透明性について、情報開示の基準（対象・頻度・方法等）を定める必要があると思料。	
21	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 - 認定基準（案）について  認定基準 具体的基準（案） 4) 事業内容について 情報銀行の義務について	【同意取得、トレーサビリティ】 利用状況の報告義務等を規定するべきではないか。 例えば、情報銀行として、個人からお預かりしている情報の第三者提供先についての履歴を開示可能とすること、など。	
22	論点2(情報銀行の機能)	データポータビリティの対象となるデータの要件	データポータビリティの対象となるデータについての定義・カテゴライズを丁寧に議論すべき。ユーザ固有の情報と、サービス利用に伴って生成される情報に大別されるが、後者も「利用履歴等の単なる事実・観測情報」と「それらを分析等して付加価値をつけた情報」にわけられ、単なる事実・観測情報は、ユーザが自由に扱えるべき度合いは相対的に高いものと思慮する。こうした視点をもって、丁寧にデータポータビリティの議論を深めておくことが必要。	データポータビリティの範囲は、情報銀行に参入する事業者のインセンティブにも関わるが、一方、情報銀行の情報を活用してビジネスをするプレーヤーを含めたエコシステム活性化にも関わる。また、純粋に個人の権利の議論としても重要である。
3 1	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 - 認定基準（案）について 4) 事業内容について ②情報銀行の義務について	認定された情報銀行事業者間でのデータポータビリティについては、個人からの要求に基づき可能とすべき。	データポータビリティについては、GDPRも想定しながら、独占的ではないデータ流通活性化をめざした仕組みづくりの議論を継続していくべきである。ただし、情報銀行事業者にデータポータビリティ機能を要件として供えない限り、流通事業者による独占的なまたは排他的な流通が引き起こされる可能性があり、その場合、個人の利便性が阻害される。
3 2	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 - 認定基準（案）について 4) 事業内容について ③機能について	個人が情報銀行に委任した情報の取り扱いについてコントロールできる機能として、「データポータビリティ」を含めるべき。	データポータビリティについては、GDPRも想定しながら、独占的ではないデータ流通活性化をめざした仕組みづくりの議論を継続していくべきである。ただし、情報銀行事業者にデータポータビリティ機能を要件として供えない限り、流通事業者による独占的なまたは排他的な流通が引き起こされる可能性があり、その場合、個人の利便性が阻害される。

No	要点分類	概要	意見・どうするべきか	理由
25	論点2(情報銀行の機能)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 － 認定要件・機能について	・ 第三者提供条件の指定：利用者により利用目的を分かりやすいかたちで明示すべき。 ・ トレーサビリティ：提供先の履歴の閲覧に加え、提供日時・提供されたデータ項目の閲覧を必須条件にすべき。 同様に、目的外の不適正利用を禁止、実効的に抑制するための仕組みを入れ監査もすべき（例：提供されたデータ提供先での利用状況の閲覧を必須条件にする。データ提供先はデータ利用時に情報銀行から取得した旨の記載(コード等)を義務付ける等。）	情報漏洩等に対する損害賠償契約や、必要に応じた調査・報告の徴収に関して、利用目的以外の不適正利用に関しての実効性を強めるため。
26	論点3(責任の範囲)	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 － 論点整理案について  論点③ 「提供先第三者に起因して損害が発生場合の損害賠償責任」 <small>に関連</small>	【損害賠償責任について】 原則は、事業者が提供先第三者の過失により生じた損害賠償責任を負うべきである。 その上で、重過失がない場合の免責規定等、一般に消費者と事業者との契約行為として認められているものは、個別に規定することを可能とするべき。	
27	モデル約款案	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 － 論点整理案について  [第3回検討会ご意見] <small>に関連</small>	【認定基準、モデル約款への記載内容】 第三者提供に関する基準や権利義務関係は、認定基準に規定するべき。	
28	モデル約款案	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 － 論点整理案について  [第3回検討会ご意見] <small>に関連</small>	【顧客へのリスク開示義務】 「顧客へのリスク開示義務」について、モデル約款の項目とするか議論が必要ではないか。 例えば、情報銀行の倒産に伴うリスクが想定される。	
29	モデル約款案	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 － モデル約款（案）について 個人と情報銀行の間 2)定義	本モデル約款の対象となる個人情報には「要配慮個人情報」「クレジットカード番号」「銀行口座番号」は含まない、という内容に賛同するが、クレジットカード番号、銀行口座番号の取り扱いについて検討すべき。	クレジットカード番号や、銀行口座情報を含まない場合、決済手段を伴うサービスを実施していく上で、機会損失につながる可能性がある。

No	要点分類	概要	意見・どうするべきか	理由
30	認定基準案	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 - 論点整理案について  論点② 「モデル約款に記載すべき「情報銀行が担うべき義務」について、認定基準としても明示すべきではないか？」 に関連	【認定基準への情報銀行義務明記】 事業者が認定基準を満たさなくなった場合、契約解除が自動的になされるようにすべき。	
31	認定団体の認定スキーム	利用者からの評価	情報銀行自体が利用されない場合、認定取り消しという制限を設けてもよいと考える。 年一回、利用者数、利用者の満足度、情報信託の状況などを開示し、継続の必要性を認定を与える団体が議論する場があってもよいと考える。	認定のみで利用されない事業者であれば、信託される存在感がないものと考えられるし、むやみに乱立する状態にすることも利用者からすると、選択する負荷が大きいものとする。
32	認定団体の認定スキーム	事業の持続可能性	情報信託以外の事業を並行して提供している場合には、情報信託とそれ以外の事業を個別に収支判断するのではなく、何年か継続可能な証拠を、利用者にも見えるように提示してほしい。 単独で情報信託を提供する場合には、供託金など企業としての持続可能性を見えるようにする必要があると考える。 また、情報漏洩などのリスクに対する保証についても、保険会社のソベルマージン指数のような指標が必要ではないか？	
33	認定団体の認定スキーム	認定機関の独立性の保証	情報信託を認定する機関は、実質的にも「認定を受ける情報信託事業者」との利害関係がないことが保証できる機関でなければならない。	
34	認定団体の認定スキーム	第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 - 認定基準（案）について  認定基準 具体的基準（案） 3) ガバナンス体制 ③ 監査体制	【監査要件の明確化】 3)ガバナンス体制における監査体制について、監査対象及び監査機関がもつ権限と義務について明確に規定すべきではないか。 具体的には、次のような事項等について記載がない。 ・定期報告のタイミングや頻度について ・漏洩事故が発生した場合の、調査・報告権限を監査機関に持たせるか否か	